

## 慶弔規約

大谷第四自治会の慶弔規約は次のとおりとする。

第1条 会員及び会員の家族が死亡した場合は、次により弔意を表わす。

(1) 世帯主 1万円

(2) 配偶者及び同居の家族 1万円

上記死亡の場合は至急回覧等をして周知する。

第2条 役員会で協議の結果、必要と認めた場合は見舞金を給付することができる。

第3条 会員及び会員の家族が、善行があった場合は役員会で協議し、記念品を贈呈し、表彰することができる。

付則(施行日) 本規約は、2021年4月11日から施行する。